

基本理念 『支える側』と『支えられる側』の循環を目指して（地域共生社会の実現に向けて）

※前回の骨子案の「基本目標」は、「地域共生社会の実現」に集約されること、また、基本理念と共通する部分が多いことから、基本理念に集約しました。
※「目指すべき地域像」を「基本目標」に変え、「基本目標」を実現することで、「基本理念」にある地域を目指します。また、「包括的な支援体制」については、基本目標1にまとめました。

基本目標 1
各福祉分野の取組・連携を進めます

生活困窮者自立支援事業などの取り組みを充実させるとともに、包括的な支援体制の構築に向けた取組・連携を進めます。

- 課題
- 住民、地域と行政の役割（自助・互助…）。
 - 社会福祉法の改正。全庁的な取り組み。
 - 制度の狭間の課題。 など

- 取り組み
- ①生活困窮者の自立支援
→生活困窮者に対する自立促進のための相談支援、就労支援等。
 - ②包括的な支援体制の構築
→地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制を検討。
→各福祉分野の連携、庁内連携の強化。
→市の各相談機関と市以外の相談体制（地域福祉コーディネーターなど）の関係を検討。
→実施中の生活困窮者自立支援事業も踏まえ、課題が漏れない取り組みを検討。

※地域共生社会。
→制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。

基本目標 2
福祉サービスの利用を促進します

基本目標1の各福祉分野の取組・連携を踏まえ、個別計画での取り組みを進めます。

- 課題
- 情報の発信。関係機関の連携。
 - 制度の狭間の課題。 など

- 取り組み
- 個別計画等に基づき、福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援機関間の連携の推進。
→こうほう佐倉の各種特集号。
→HPによる情報発信。
→地域包括支援センター・障害者相談支援事業所・子育て世代包括支援センターなど。
- 【主な個別計画】
- 第7期 佐倉市高齢者福祉・介護計画（平成30年度～32年度）。
 - 第5次佐倉市障害者計画（平成28年度～32年度）。
 - 第5期障害福祉計画（第1期障害児福祉計画を含む。平成30年度～平成32年度）。
 - 佐倉市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～31年度）。
 - 佐倉市健康増進計画（健康さくら 21（第2次））（平成25年度～34年度）。

基本目標 3
社会福祉を目的とする事業の発達を推進します

現在行っている団体助成をさらに進めるとともに、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」などを検討します。

- 課題
- ボランティア活動。社会福祉法人の役割。
 - 地域共生社会の実現。 など

- 取り組み
- ①地域福祉推進団体への助成
→佐倉市社会福祉協議会の支援。
 - ②福祉団体への助成
→更生保護活動への支援・「社会を明るくする運動」への協力。
 - ③各種団体の福祉活動の推進
→社会福祉法人による「地域における公益的な取組」を中心に検討。

※地域福祉活動計画。
→地域社会のさまざまな福祉課題の解決をめざして、行政の地域福祉計画の推進と相まって、民間レベルによる地域福祉の推進を具体的に計画化したもので、社会福祉協議会が主体となって策定したもの。

基本目標 4
住民参加の促進を推進します

現在の取り組みをさらに進めるとともに、民生委員活動などの支援や地域福祉センターなどの拠点整備を進めます。

- 課題
- 生産年齢人口の減少、働き手の減少。
 - 地域福祉の担い手。高齢化をプラス思考に。
 - 災害時に通じる繋がり。 など

- 取り組み
- ①情報の発信・啓発
→地域福祉の充実、向上のため、情報の発信・啓発。
 - ②民生委員・児童委員活動の支援
→民生委員・児童委員活動の充実。
→民生委員・児童委員の担い手の確保。
 - ③福祉活動の拠点となる施設整備
→西部地域福祉センターと南部地域福祉センターの整備。
→福祉活動を行うボランティア団体等へ活動の場を提供。

※「地域での支え合い活動」の広がり。
→計画本文ではなく、資料2「第3次佐倉市地域福祉計画まとめ」の中で、中間報告の事例を中心に、住民参加の方法・メニュー等を提示することを検討しながら、住民参加しやすい環境づくりを進めます。